

募集人の権限

【生命保険について】

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険の媒介を行なうものであり、契約締結の代理権はありません。保険会社が承諾した時に、保険契約は有効に成立します。
- 当社の生命保険募集人に告知受領権はありません。告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。当社の生命保険募集人に口頭でお話頂いても、告知したことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願い致します。
- 募集活動において無面接募集は行っていません。

【損害保険について】

- 当社の損害保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、又は契約締結の代理権を有しています。
- 当社の取扱保険商品によっては、当社の損害保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。
- お客さまに告知頂いた保険申込書(告知書)の記載内容は事実と異なる場合には、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願い致します。

《個人情報の利用目的》

当社は、お客さまの個人情報について、お客さまに同意頂いた上で、生命保険・損害保険およびこれらに付随・関連するサービスの提供等の業務に必要な範囲で利用致します。その他の目的で利用することはございません。

詳しくは、当社「プライバシーポリシー」をご参照下さい。